

報告第 8 号

令和 6 年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する
計画について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、令和 6 年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

西海市長 瀬川 光之

令和6年度西海市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説明
						企業債	国庫補助金	繰越工事資金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業 (公共下水道事業)	円 175,440,000	円 55,631,200	円 97,000,000	円 46,600,000	円 41,300,000	円 4,900,000	円 4,200,000	円 22,808,800	円 0	管渠布設において湧水処理に時間を要し、施工に不測の日数を要したため。
		管渠整備事業 (大島污水处理施設統廃合事業)	88,324,000	37,456,100	34,000,000	28,600,000	0	2,800,000	2,600,000	16,867,900	0	近接工事との工程調整により、年度内の完成が困難となったため。
	合 計		263,764,000	93,087,300	131,000,000	75,200,000	41,300,000	7,700,000	6,800,000	39,676,700	0	